

◎組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案新旧対照表
 ◎組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（抄）（第一条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（組織的な殺人等）</p> <p>第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動（団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。）として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条（封印等破棄）の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科</p> <p>二 刑法第九十六条の二（強制執行妨害目的財産損壊等）の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科</p> <p>三 刑法第九十六条の三（強制執行行為妨害等）の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科</p> <p>四 刑法第九十六条の四（強制執行関係売却妨害）の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科</p> <p>五 刑法第百八十六条第一項（常習賭博）の罪 五年以下の懲役</p> <p>六 刑法第百八十六条第二項（賭博場開張等凶利）の罪 三月以上七年以下の懲役</p>	<p>（組織的な殺人等）</p> <p>第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動（団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。）として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条（封印等破棄）の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科</p> <p>二 刑法第九十六条の二（強制執行妨害目的財産損壊等）の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科</p> <p>三 刑法第九十六条の三（強制執行行為妨害等）の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科</p> <p>四 刑法第九十六条の四（強制執行関係売却妨害）の罪 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科</p> <p>五 刑法第百八十六条第一項（常習賭博）の罪 五年以下の懲役</p> <p>六 刑法第百八十六条第二項（賭博場開張等凶利）の罪 三月以上七年以下の懲役</p>

- 七 刑法第九十九条（殺人）の罪 死刑又は無期若しくは六年以上の懲役
- 八 刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）の罪 三月以上十年以下の懲役
- 九 刑法第二百二十三条第一項又は第二項（強要）の罪 五年以下の懲役
- 十 刑法第二百五条の二（身の代金目的略取等）の罪 無期又は五年以上の懲役
- 十一 刑法第二百三十三條（信用毀損及び業務妨害）の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
- 十二 刑法第二百三十四條（威力業務妨害）の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
- 十三 刑法第二百三十五條（窃盜）の罪 一年以上の有期拘禁刑又は五十万円以下の罰金
- 十四 刑法第二百四十六條（詐欺）の罪 一年以上の有期懲役
- 十五 刑法第二百四十九條（恐喝）の罪 一年以上の有期懲役
- 十六 刑法第二百五十六條第二項（盗品有償譲受け等）の罪 一年以上の有期拘禁刑及び五十万円以下の罰金
- 十七 刑法第二百六十條前段（建造物等損壊）の罪 七年以下の懲役
- 2 団体に不正權益（団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ること

- 七 刑法第九十九条（殺人）の罪 死刑又は無期若しくは六年以上の懲役
- 八 刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）の罪 三月以上十年以下の懲役
- 九 刑法第二百二十三条第一項又は第二項（強要）の罪 五年以下の懲役
- 十 刑法第二百五条の二（身の代金目的略取等）の罪 無期又は五年以上の懲役
- 十一 刑法第二百三十三條（信用毀損及び業務妨害）の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
- 十二 刑法第二百三十四條（威力業務妨害）の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
- 〔新設〕
- 十三 刑法第二百四十六條（詐欺）の罪 一年以上の有期懲役
- 十四 刑法第二百四十九條（恐喝）の罪 一年以上の有期懲役
- 〔新設〕
- 十五 刑法第二百六十條前段（建造物等損壊）の罪 七年以下の懲役
- 2 団体に不正權益（団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ること

を容易にすべきものをいう。以下この項及び第六条の二第二項において同じ。)を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、前項各号(第五号、第六号、第十三号、第十四号及び第十六号を除く。)に掲げる罪を犯した者も、同項と同様とする。

(未遂罪)

第四条 前条第一項第七号、第九号、第十号(刑法第二百二十五条の二第一項に係る部分に限る。)及び第十三号から第十五号までに掲げる罪に係る前条の罪の未遂は、罰する。

(国外犯)

第十二条 第三条第一項第九号、第十一号、第十二号及び第十七号に掲げる罪に係る同条の罪、第六条第一項第一号に掲げる罪に係る同条の罪並びに第六条の二第一項及び第二項の罪は刑法第四条の二の例に、第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は同法第三条の例に従う。

を容易にすべきものをいう。以下この項及び第六条の二第二項において同じ。)を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、前項各号(第五号、第六号及び第十三号を除く。)に掲げる罪を犯した者も、同項と同様とする。

(未遂罪)

第四条 前条第一項第七号、第九号、第十号(刑法第二百二十五条の二第一項に係る部分に限る。)及び第十三号及び第十四号に掲げる罪に係る前条の罪の未遂は、罰する。

(国外犯)

第十二条 第三条第一項第九号、第十一号、第十二号及び第十五号に掲げる罪に係る同条の罪、第六条第一項第一号に掲げる罪に係る同条の罪並びに第六条の二第一項及び第二項の罪は刑法第四条の二の例に、第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は同法第三条の例に従う。

改正案	現行
<p>第三百五十条の二 検察官は、特定犯罪に係る事件の被疑者又は被告人が特定犯罪に係る他人の刑事事件（以下単に「他人の刑事事件」という。）について一又は二以上の第一号に掲げる行為をすることにより得られる証拠の重要性、関係する犯罪の軽重及び情状、当該関係する犯罪の関連性の程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、被疑者又は被告人との間で、被疑者又は被告人が当該他人の刑事事件について一又は二以上の同号に掲げる行為をし、かつ、検察官が被疑者又は被告人の当該事件について一又は二以上の第二号に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができる。</p> <p>一 次に掲げる行為</p> <p>イ 第九十八条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調べに際して真実の供述をすること。</p> <p>ロ 証人として尋問を受ける場合において真実の供述をすること。</p> <p>ハ 検察官、検察事務官又は司法警察職員による証拠の収集に關し、証拠の提出その他の必要な協力をすること（イ及びロに掲げるものを除く。）。</p>	<p>第三百五十条の二 検察官は、特定犯罪に係る事件の被疑者又は被告人が特定犯罪に係る他人の刑事事件（以下単に「他人の刑事事件」という。）について一又は二以上の第一号に掲げる行為をすることにより得られる証拠の重要性、関係する犯罪の軽重及び情状、当該関係する犯罪の関連性の程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、被疑者又は被告人との間で、被疑者又は被告人が当該他人の刑事事件について一又は二以上の同号に掲げる行為をし、かつ、検察官が被疑者又は被告人の当該事件について一又は二以上の第二号に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができる。</p> <p>一 次に掲げる行為</p> <p>イ 第九十八条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調べに際して真実の供述をすること。</p> <p>ロ 証人として尋問を受ける場合において真実の供述をすること。</p> <p>ハ 検察官、検察事務官又は司法警察職員による証拠の収集に關し、証拠の提出その他の必要な協力をすること（イ及びロに掲げるものを除く。）。</p>

二 次に掲げる行為

イ 公訴を提起しないこと。

ロ 公訴を取り消すこと。

ハ 特定の訴因及び罰条により公訴を提起し、又はこれを維持すること。

ニ 特定の訴因若しくは罰条の追加若しくは撤回又は特定の訴因若しくは罰条への変更を請求すること。

ホ 第二百九十三条第一項の規定による意見の陳述において、被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を陳述すること。

ヘ 即決裁判手続の申立てをすること。

ト 略式命令の請求をすること。

② 前項に規定する「特定犯罪」とは、次に掲げる罪（死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たるものを除く。）をいう。

一 刑法第九十六条から第九十六条の六まで若しくは第二百五十五条の罪、同条の例により処断すべき罪、同法第百五十七条の罪、同条の例により処断すべき罪又は同法第百五十七條第一項若しくは第二項の罪に係るものに限る。）、同法第百五十九條から第百六十三條の五まで、第百九十七條から第百九十七條の四まで、第百九十八條若しくは第百三十五條の罪、同法第百四十三條の罪（同法第百三十五條の罪に係るものに限る。）又は同法第百四十六條から第二百五十條まで、第二百五十二條から第二百五十四條まで若しくは第二百五十六條第二項の罪

二 次に掲げる行為

イ 公訴を提起しないこと。

ロ 公訴を取り消すこと。

ハ 特定の訴因及び罰条により公訴を提起し、又はこれを維持すること。

ニ 特定の訴因若しくは罰条の追加若しくは撤回又は特定の訴因若しくは罰条への変更を請求すること。

ホ 第二百九十三条第一項の規定による意見の陳述において、被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を陳述すること。

ヘ 即決裁判手続の申立てをすること。

ト 略式命令の請求をすること。

② 前項に規定する「特定犯罪」とは、次に掲げる罪（死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たるものを除く。）をいう。

一 刑法第九十六条から第九十六条の六まで若しくは第二百五十五条の罪、同条の例により処断すべき罪、同法第百五十七條の罪、同条の例により処断すべき罪又は同法第百五十七條第一項若しくは第二項の罪に係るものに限る。）又は同法第百五十九條から第百六十三條の五まで、第百九十七條から第百九十七條の四まで、第百九十八條、第二百四十六條から第二百五十條まで若しくは第二百五十二條から第二百五十四條までの罪

二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第三条第一項第一号から第四号まで若しくは第十三号から第十六号までに掲げる罪に係る同条の罪、同項第十三号から第十五号までに掲げる罪に係る同条の罪の未遂罪又は組織的犯罪処罰法第十条若しくは第十一条の罪

三 前二号に掲げるもののほか、租税に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の罪その他の財政経済関係犯罪として政令で定めるもの

四 次に掲げる法律の罪

イ 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）

ロ 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）

ハ 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）

ニ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）

ホ 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）

ヘ あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）

ト 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）

チ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）

五 刑法第三百三条、第四百四条若しくは第五百五条の二の罪又は組織的犯罪処罰法第七条の罪（同条第一項第一号から第三号までに

二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第三条第一項第一号から第四号まで、第十三号若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の罪、同項第十三号若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の罪の未遂罪又は組織的犯罪処罰法第十条若しくは第十一条の罪

三 前二号に掲げるもののほか、租税に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の罪その他の財政経済関係犯罪として政令で定めるもの

四 次に掲げる法律の罪

イ 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）

ロ 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）

ハ 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）

ニ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）

ホ 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）

ヘ あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）

ト 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）

チ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）

五 刑法第三百三条、第四百四条若しくは第五百五条の二の罪又は組織的犯罪処罰法第七条の罪（同条第一項第一号から第三号までに

掲げる者に係るものに限る。)若しくは組織的犯罪処罰法第七
条の二の罪(いずれも前各号に掲げる罪を本犯の罪とするもの
に限る。)

③ 第一項の合意には、被疑者若しくは被告人がする同項第一号に
掲げる行為又は検察官がする同項第二号に掲げる行為に付随する
事項その他の合意の目的を達するため必要な事項をその内容とし
て含めることができる。

掲げる者に係るものに限る。)若しくは組織的犯罪処罰法第七
条の二の罪(いずれも前各号に掲げる罪を本犯の罪とするもの
に限る。)

③ 第一項の合意には、被疑者若しくは被告人がする同項第一号に
掲げる行為又は検察官がする同項第二号に掲げる行為に付随する
事項その他の合意の目的を達するため必要な事項をその内容とし
て含めることができる。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（抄）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）</p> <p>第四十五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第二項第一号イ中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>第三条第一項第一号から第十二号までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第十四号及び第十五号中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同項第十七号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>第六条第一項各号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>第六条の二第一項第一号中「懲役若しくは禁錮の刑」及び「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「二年以下の懲役又は禁錮」を「二年以下の拘禁刑」に改める。</p> <p>第七条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に</p>	<p>（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）</p> <p>第四十五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第二項第一号イ中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>第三条第一項第一号から第十二号までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第十三号及び第十四号中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同項第十五号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>第六条第一項各号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <p>第六条の二第一項第一号中「懲役若しくは禁錮の刑」及び「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「二年以下の懲役又は禁錮」を「二年以下の拘禁刑」に改める。</p> <p>第七条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に</p>

改める。

第七条の二第一項中「懲役又は」を「拘禁刑又は」に改め、同項第一号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九条第一項、第十条第一項及び第三項並びに第十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

別表第一第十号イ中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

改める。

第七条の二第一項中「懲役又は」を「拘禁刑又は」に改め、同項第一号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九条第一項、第十条第一項及び第三項並びに第十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

別表第一第十号イ中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。